

第2回（仮称）浦安市まちづくりに関する条例懇話会議事録

1 開催日時 令和3年9月6日（月） 午後6時30分～午後8時00分

2 開催場所 オンライン開催

3 出席者

内田市長

（委員）

関谷昇会長、寺村絵里子副会長、清水洋行委員、宇田川勝久委員、高木行雄委員、中村琢八委員、大西あかね委員、五月女香代子委員、佐原勇委員、樋口正一郎委員

（事務局）

企画部長、企画政策課長

4 議 題

(1) （仮称）浦安市まちづくり基本条例骨子案について

5 議事の概要

(1) （仮称）浦安市まちづくり基本条例骨子案について

（仮称）浦安市まちづくり基本条例骨子案について、事務局より説明があり、その後、意見交換を行った。

6 会議経過

(1) （仮称）浦安市まちづくり基本条例骨子案の構成と、項目と内容（「前文」から「2 まちづくりの基本原則」）について、事務局から説明

《質問・意見》

会 長： 今、事務局から説明をいただいた範囲について、少し難しい用語もあり、必要に応じて私から補足できればと思いますが、まず皆さんからご意見やご質問はありますか。ご発言のある方は手を挙げていただければご指名いたします。

委 員： 前回の会議資料のイメージ図の中に、まちづくり基本条例と既にある条例との関係性を示した図がありましたが、総則の条例の位置づけのところ、そのイメージ図を文字にするということによろしいでしょうか。

事務局： まちづくりを進めるうえで基本となる市民参加推進条例、情報公開条例、個人情報保護条例が既にあります。今回作る条例は、それらを有機的に結びつける条例で

すが、総則では上位概念として示すことは考えていません。今後新たな条例は必ずこのまちづくり基本条例の考え方や趣旨を踏まえた上で制定していくことを総則の中で示していければと思います。

委員： 上位概念的な位置づけということですね。

事務局： ある意味ではそうです。一番基本となる条例と考えています。

委員： 情報公開条例、個人情報保護条例、市民参加推進条例の3つが出来上がっている中で、その頭となる政策の指針として、大まかに捉えていく形が望ましいと思います。

委員： まちづくり基本条例が、上位にくる概念であるということであれば、既存条例の位置づけが、総則の中で少し明らかになってくれば、条例の市民への浸透度がより高くなると思います。

会長： まちづくり基本条例の他の条例との関係に関するご意見について、事務局では条例には上も下もなく、包括条例的な意味合いで今後のまちづくりをしていくうえでの解釈指針のように考えられていると思います。まちづくり基本条例と既存条例が有機的につながり、また今後新たな条例が必要になるときに、このまちづくり基本条例の理念を参照しながら、解釈運用していくイメージかと思います。

委員： まちづくり基本条例の中に、既存や他の条例の名前を入れるのか、入れないのかという議論も今後必要になると思います。必ずしも上位ではないということなので、必要に応じて入れるものもあれば、必ずしも入れる必要はないという認識でよろしいでしょうか。

事務局： 今回作るまちづくり基本条例の中では、一番基本的な考え方を記載しようと考えています。詳細については各々の条例に委ねる書き方をしている自治体もあり、この条例の中で記載するかは今後検討させていただければと思います。

市長： この条例では、一番の基本となる浦安のまちづくりの進め方を規定しようと思っています。また、個人情報保護条例、情報公開条例、市民参加推進条例が既にあり、受け継いでいく必要があります。議会でも議会基本条例を作っています。加えて、まちづくり基本条例で足りない部分は、行政基本条例で規定していこうと思います。

会長： 一般的には包括条例を作ってから個別の条例を作っていく流れが多いですが、浦安市の場合は、基本となるいくつかの条例が既に運用されています。まちづくり基本条例でそういった個別条例の基本部分を明らかにし、新たな条例を作っていくときの参照点にもなり、さらに主軸として行政基本条例と議会基本条例の2つがあるという体系イメージがあると理解しやすいと思います。

委員： 今回の基本条例について、施行規則は必要になりますか。

事務局： まちづくり基本条例では、施行規則を作るより、どう解釈するかという逐条解説などを作ることを考えています。それを市民の方々にわかりやすい形でPRし、基

本的なまちづくりの考え方を広めたいと思っています。

委員： その作られる逐条解説は、この会議の議題にあがりますか。

事務局： 逐条解説については、この懇話会で議題とするかはまだ決めていませんが、ある条項がどのような考え方で書かれたかを成文化したものと、それに対する市の考え方を説明するものとなります。

会長： 通常、基本となる条例には逐条解説が付け加えられます。条例を常にどう解釈するのか理解することが非常に大事なので、逐条解説という形で説明を加えることがあります。この条例の趣旨を幅広く共有できると思います。

委員： 「まちづくり」という言葉自体を定義しておいた方がいいと思いますがいかがでしょうか。

事務局： 「1 総則」の用語の定義の中で、まちづくりについても定義していきたいと考えています。いわゆる道路や公園、インフラストラクチャーだけでなく、福祉や教育、産業などソフト面も含めて、浦安を住みやすい地域社会にしていくためのあらゆる取組を、今回、まちづくりと定義したいと考えています。

委員： そのあらゆる取組に、議会や情報公開条例、個人情報保護条例、市民参加推進条例といったものが入ってくる位置づけになるのでしょうか。

事務局： まちづくりは行政だけで行うのではなく、主要なまちづくりの主体には、個人、企業、NPO、地域コミュニティといった市民の他に、市議会等も含まれます。今回の用語の定義で申し上げますと、浦安市の「市」に市と市議会を含めており、その中で市民の方々も一緒にまちづくりに参加すると捉えています。

委員： 「まちづくり」を平仮名にした理由・根拠を考えておいた方がいいと思います。

市長： 「まちづくり」と平仮名で表記するのは、基本構想策定の頃からの議論を踏まえていますので、逐条解説などの中でお示ししたいと考えています。

その他、市民はどういう人を指すのかということや、市長等の「等」は何を指すのかといった部分は逐条解説の中で、運用に間違いのないような形で示したいと考えています。

会長： 条文の中での定義付けと逐条解説での詳しい説明で、適宜補いながら明確に理解されるようにしていければいいと思います。

個人的に非常に大事だと思うことは、まちづくりはより身近なところから行っていくということです。よく言われるのが、自助・共助・公助ですが、これ自体が今流動化して見直しが始まっていて、誰が何をしていくかが自明の前提ではなくなっています。だからこそ課題解決に向けて解決にふさわしい主体による取組や主体間の連携・つながりといったものがまちづくりに活かされていくことが大事だと思います。

委員： コミュニティという言葉について、まちづくり基本条例では「地域コミュニティ」という言葉が使われ、浦安市ホームページでは「育児コミュニティ」という言葉も

使われています。地域コミュニティは、自治会や地域での集まり・つながりを指すと思いますが、一方で、育児コミュニティや防災コミュニティという特定のテーマに関するつながりも定めるという論点もあると思います。

会 長： コミュニティといっても、エリア的なコミュニティもあれば、活動テーマ、つながりの意味でのコミュニティもあり、そのような力をどのように引き出していくかがポイントになります。他の自治体の条例では、形骸化したところもあるので、どのように条例に盛り込むべきか、充実した規定にしていければと思います。特にご質問・ご意見がなければ次に進みたいと思います。

(1) (仮称) 浦安市まちづくり基本条例骨子案の項目と内容(「3 市民」から「10 条例の見直し」)について、事務局から説明

《質問・意見》

会 長： 事務局から骨子案の「3 市民」から「10 条例の見直し」までを説明いただきました。この範囲の中で、ご質問等があればお願いします。

委 員： 「市民」の定義について決まっていたら教えてください。例えば、在日外国人の方や、通勤通学者、法人も含めるのか決まっていたら教えてください。

事務局： 総則の中で「市民」を定義しようと考えています。市民は、住所のある住民だけではなく、浦安に在勤在学の方、企業活動をされている法人の方、公益的な活動をされているNPO法人などを市民と定義したいと思います。

委 員： 千葉県との連携に関しては、市川保健所が千葉県管轄なので、今回のコロナ感染の自宅療養者について、浦安市に患者の個人情報示されません。一方、他の県では示しているところもあり、神奈川県海老名市では、県から情報を受けて自宅療養者の細かなケアを行い、救命につながったという例もあるようです。このような個人情報の例外規定のようなものを検討いただいて、安全なまちづくりに資する体制づくりをお願いしたいと思います。

市 長： 市町村の限界をコロナ禍で非常に感じています。個人情報の壁は存じ上げていますので、どういった形であれば例外にできるのかを議論していきたいと思います。県から情報をもらえるような体制づくりや、個人情報保護について考えていきたいと思っています。

委 員： 浦安市の個人情報保護条例でも生命の危機などの例外規定が設けられているので、千葉県だけでなく、他県・他市の事例も含めて研究いただければと思います。

市 長： 感染症法との関わりもあり、ハンセン病差別のように差別を助長しないような対策になっていますので、今後も県に真摯に要望し、我々も必要な情報を必要な方に届けられるような体制を取っていきたいと思っています。

委 員： 「市民」の概念の考え方ですが、幅広く考えれば市民は住んでいる人だけではありません。

ません。市民として全体で捉えた場合、逐条解説などで「市民」や「市民等」という形で記載していくのか、細かく定義した方がいいと思います。

事務局： 市民と市民等について、現段階では、「市民」と捉えています。「市民」の定義は、逐条解説の中で説明していきたいと考えています。

市長： 市民の概念の中に浦安に観光で来てくれる人達も考えていくべきという議論もあります。昼間人口は多いときは25万人、夜間人口でも18～20万人と人口以上の人がいます。まちづくりの中で、どう配慮し、浦安市の条例をどう理解してもらうのか、踏み込んで考えていきたいと思います。

委員： 市民の権利と責務、役割という言葉使いで、市長に対して責務という言葉を使うのであれば、市民は役割というソフトな表現の方がいいと思います。

事務局： 責務という言葉の持つ印象はハードルが高いとっていて、役割という言葉で置き換えることができるか委員の皆様からご意見をいただければと考えています。

会長： 条例論として、責務は権限を与えられている主体に対して課せられるというのがひとつの考え方です。市民に市長や議会と同じように権限が与えられているということではないので、そういう意味では違う表現がいいと思います。また、信託に基づく政治行政だとしても、市民が市民に対してどのように配慮するのかというのは別途問われていくところで、今後十分に検討していく必要があると思います。

委員： 市民に対しては、基本的には役割という言葉を使うのがいいと思いますが、事柄によって責務と役割を使い分けてもいいと感じました。

会長： 市民については権利規定しかない自治体も多々ありますが、ご指摘いただいたように市民が市民に対してどういうことを考えていかなければいけないのか、そういうところも盛り込むという考え方もあると思います。

委員： 市民自治と団体自治をどう融合していくかは難しい問題だと思っています。市民と市の関係性で、自治会の要望に市が応じるような状況も出てくると思います。市が一方的にこうだから駄目だと市民に言うわけではないという意味で、市と市民の優位性や優先性をどう定義していくのか、それとも定義しないのかを伺いたいと思います。

事務局： まちづくりの基本原則として補完性の原則を記載したいと考えています。個人でできないことをもう少し広い概念の団体や地域コミュニティなどが行い、それを行政が支えていきますが、それは行政が一方的に支えるのではなくお互いに同意と信頼を得ながら支えていくのが基本だと思います。一方的に行政がやる・やらないではなく、自治会側もどこまでやれる・やれないといったことをお互いに議論し、同意を得ながら進めていく、そのような仕組みを作りたいというのが今回のまちづくりの基本原則に込めた思いです。

委員： 地域コミュニティは市民ではないようなイメージを受けてしまったのですが、自治会は市民なのか、そうではないのかという点はどうでしょうか。

- 事務局： 市民の定義に、自治会を含めたいと考えています。
- 会 長： 行政と市民の関係性をどう捉えていくのかというのは非常に大事なポイントになります。地縁組織は、市民の自治組織と捉えられてきた部分と、行政の協力組織として捉えられてきた部分の歴史が混在しているので、その関係性をどうやって再構築していくのか盛り込んでいければと思います。
- 委 員： 一時的な滞在人口である 25 万人を市民の定義に含めるかどうかという話がありましたが、危機管理で考えると 25 万人の市民と、浦安市に住んでいる市民を同等に扱うというのは少し腑に落ちない部分があり、また同等に扱えるのかという問題もあるので、市民の定義付けは奥が深いと感じました。
- 市 長： 住民票を持って暮らしている方と、一時的に滞在する方とは差をつける部分はあると思います。しかしながら、災害の発生時に、そこにいる人の人権をどう尊重していくのか、浦安市に実際にいる方ですので、場面、場面で変えていく必要もあると思っています。
- 委 員： 市民の責務を役割という言葉にするのは賛成です。まちづくり基本条例で「市民」を定義することで、市民参加推進条例等の他の条例で使っている言葉とどう整合性を図っていくのかが気になりました。そういった整合性もここで議論していくのか、今後の進め方で気になりました。
- 会 長： 既存条例における定義と、今回検討している条例における定義との整合性の問題は出てくると思います。
- 事務局： 市民参加推進条例制定当時は、協働などの考え方もあまりなく、行政への参加に関する内容が、狭義の中で作られたという課題があります。今回のまちづくり基本条例でどうやって埋めていくのかは、検討していかなければならない課題だと思っています。
- 会 長： これまでの既存条例の定義を尊重しながら、そこにどのようなことを今回の条例で加えていくのか、あるいは、より包括的に捉えていけるのかも含めて検討・議論を重ねていければと思います。
- 委 員： 住民投票の件はどうでしょうか。外国人を含める点や、年齢等の要件と内容はここに盛り込まれるのでしょうか。
- 事務局： 今回まちづくり基本条例の中で住民投票について規定していくことは想定していません。今後、状況に応じて別途検討することになると思います。
- 委 員： 既にある個人情報保護条例、情報公開条例、市民参加推進条例を並行して直していくのか、あるいはまちづくり基本条例を制定したあとで個々に手を入れて整合性を図るのでしょうか。
- 事務局： 今回のまちづくり基本条例は後発的に作る条例ですので、できるだけこの条例の中では先行する条例の概念を包括できる内容で捉えて制度化していきたいと考えています。個々の条例を再検証しなければならない大きな課題は現段階ではないと

考えています。個人情報保護法の問題など、親となる法律が大きく変わった場合などそれに関連して、個別の条例を直していくことで対応できると考えています。

委員：「10 条例の見直し」について、今回のまちづくり基本条例の制定にあたっては、市民会議から始まり、我々も参加して意見を述べる過程をかなり丁寧に踏んできましたが、このまちづくり基本条例の見直しの際には、同じように丁寧な手続きを取るのか、あるいは別のプロセスを取るのか、どのようにお考えですか。

事務局： 根幹にかかわるような大きな改正が必要になった場合は、市民の皆様の幅広い意見を聞いて改正を行う手続きが必要になると考えています。

会長： 他市の基本条例では、条例の見直しを条文に示すことがよくあります。浦安市は個別の基本条例が動いている中で、核となる部分をこのまちづくり基本条例で決めていくので、事細かく記載するのではなく、個々の条例の解釈運用をどうしていくのか、包括的なイメージを示すものになると思います。そのあり方が変わってきた場合は、見直しの話になり、丁寧なプロセスを踏んで改定していくこともあると思います。

市長： 総合計画の中に基本構想というものがあります。これは 20 年後の浦安市の姿、こういったまちづくりを行っていくという計画です。その中の「人が輝き躍動するまち・浦安」といった概念をまちづくり基本条例の中に入れてたいと思っています。特に、昨今のいじめ・児童虐待・高齢者・セルフネグレクトなど人権に関わる問題について、当たり前でもまちづくり基本条例の中で改めて示していくことも大事だと感じました。次回もよろしくお願いします。

事務局： 次回の懇話会は、10 月の 2 週目を予定しています。決まり次第、委員の皆さんにご連絡いたします。また、開催方法は、新型コロナウイルスの感染状況を見ながら決定いたします。最後に、本日十分にご意見が発言できなかった場合は、企画政策課までメール等でご連絡いただければと思います。

以上